

配当実施及び供託に関するご連絡

平成28年7月27日

債権者 各位

破産者 株式会社クラヴィス
破産管財人 弁護士 小松 陽一郎

平素は、破産者株式会社クラヴィスの破産手続にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご連絡のとおり、本破産手続では、一定の破産財団を形成することができましたので、最後配当及び追加配当を実施しました。また、上記配当手続において、期限までに、配当金受領口座の指定がなかったり、その他必要な資料の提出がなかった債権者につきましては、配当金を供託しましたので、ご連絡いたします。

つきましては、以下の点をご確認いただきますようお願いいたします。

1 期限までに配当金受領口座指定書をご提出いただき、不備等がなかった債権者の皆様

配当金受領口座指定書を提出いただき、特に不備等の連絡がなかった債権者におかれましては、指定いただいた口座に配当金が入金されているかご確認ください(現時点で、その他に特段のお手続をしていただく必要はありません。)

2 期限までに配当金受領口座指定書の提出がなかった債権者、その他必要書類の提出がなかった債権者の皆様

平成28年7月下旬より随時、供託に関する通知書をお送りします。同書には、供託金払渡請求書及び同記載例と供託払渡請求書の記載にあたっての注意事項を記載した書類を同封しております。

恐れ入りますが、上記書類に従い、供託金の払渡請求を行っていただきますようお願いいたします。

なお、供託の対象となった債権者は、以下の事項に該当する方です。

- ① 当職から連絡いただいた住所に配当金受領に必要な書類をお送りしたものの、宛所尋ねあたらず等の理由で不着となった。
- ② 配当金受領口座指定書を期限までに提出がなかった
- ③ 配当金受領口座指定書を提出があつたが記載に不備があつた。
- ④ 相続が発生しているが、相続人の確認資料の提出がなかった。

【お問い合わせ先】

破産者株式会社クラヴィス破産管財人室コールセンター

住所：大阪市北区中之島 2-2-2 大阪中之島ビル 8 階小松法律特許事務所

電話番号：06-6221-3358 FAX 番号：06-6221-3344

電話受付時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分まで。